

# 諫早湾干拓事業をめぐる激動の記録

## 漁業者の海上デモから、ノリ不作問題が一気に社会問題化 2001年1月1日～

21世紀が幕を開けた2001年1月1日、諫早湾の潮受堤防前で、福岡・佐賀・熊本・長崎の漁業者有志が、約200隻の漁船を連ね海上デモを行った。この冬は、ノリが黄色く変色する「色落ち」が、例年より2ヶ月早い12月初旬から始まり、全国の約4割を占める有明海のノリ養殖が、深刻な打撃を受けていた。潮受堤防付近では、けい藻プランクトンの増殖が肉眼でも確認できるほどで、「大量のプランクトンに遮られて、魚群探知機の音波が海底まで届かなかった」との証言もある。この日のデモに参加した漁業者は、「実際に来るまでは半信半疑だったが、諫早湾で大量のプランクトンが増殖している状況を目の当たりにして、諫早湾の閉め切りがノリ不作の主因であることを確信した。」と口をそろえて訴えた。

1月10日、福岡県有明海漁業協同組合連合会の組合長らが、諫早湾干拓事業の現場を視察し、干拓事業とプランクトン増殖の因果関係がはっきりするまで工事を中止し、その間、排水門を開放するよう、九州農政局諫早湾干拓事務所に口頭で申し入れた。

つづいて1月13日、佐賀県東部地区漁業協同組合青年部が中心となり、2回目の海上デモが実施され、四県の漁業者が約300隻の漁船で集結した。

1月28日には、漁連・漁協主導で3回目の海上デモが行われた。この日、デモに参加したのは、福岡・佐賀・熊本の三県漁連と、長崎県内の島原などの一部漁協で、漁船約1300隻、漁業者約6000名の規模に達した。

この様な漁業者のアピール行動により、ノリ不作が一気に社会問題化し、与野党各党が対策本部を設置するとともに、関係自治体・水産試験場などが調査に乗り出した。

## 谷津農水大臣が水門開放に言及

2001年1月23日

農林水産省は1月18日、有明海のノリ不作の原因究明と養殖業者への支援措置などを検討するため、水産庁や農村振興局などの関係部局で「有明海ノリ不作対策本部」(本部長・渡辺好明水産庁長官)を設置していた。

これに関連し、当時の谷津農水大臣は、23日の閣議後記者会見で、「あらゆる観点から原因を調査する方針だ。予見を持たずにやり、結果によっては水門を開けて調査するのもやぶさかでない。」と述べた。

防災を目的とした諫早湾干拓事業において、水門開放は、その根幹を揺るがす大問題である。現職の農水大臣が、事業がノリ不作の原因である可能性を認め、水門開放に言及したことは、まさに事業の流れを変える大事件であった。

しかし、これに対する農水省官僚の動揺と抵抗が、すぐさま表面化する。

3日後の1月26日、谷津大臣が午前中の会見で、「3月末までの緊急調査の結果、必要なら水門を開けてもう一度調査し

てほしいと思っている。」と述べたのに対し、同日夕方、水産庁の栽培養殖課長が緊急会見し、「3月末までに、水門を開けて調査できるかどうかの判断はできない。」と大臣発言を全面的に否定した。

その後、松岡利勝農水副大臣が、「(4月以降に実施する)本格調査の中で必要だということが、専門家の判断として出てくれば、水門開放の決断もあり得る。」と述べたり、農水省農地整備課長が、「(排水門の常時開放は)潮が堤防内に逆流し、排水門の構造に支障を来す恐れがある。」と、技術的な問題を指摘したかと思えば、その後、谷津大臣自身が、3月中に開門調査を実施する可能性を再度強調するなど、開門調査実施の問題は、紆余曲折を経ながら、結局、後に設置されるノリ第三者委員会にゲタが預けられる。

これは、最近になって明らかになったことだが、谷津氏は、2000年12月の大臣就任直後から諫早湾干拓事業の見直しが必要と考え、潮受堤防の水門を開放し、調整池に海水を導入した場合のシミュレーションを担当者に命じていたという。谷津氏の「水門開放」への言及は、そのようなシミュレーションなどで、実現性を確認した上での極めて戦略的な発言であったのである。

谷津氏のこの動きには伏線がある。2000年7月、自民党は、「公共事業抜本見直し検討会」を設置し、中海干拓や吉野川可動堰の中止を目玉に、「無駄な公共事業」に大胆なメスを入れる姿勢をPRした。この旗振り役を演じたのは、当時政調会長の亀井静香氏だったが、実際にこの検討会の座長を務め、推進役を担ったのが、当時政調会長代理であった谷津氏であった。谷津氏は、この「検討会」で、諫早湾干拓を遡上に乗せることも検討していたという。

「水門を開けると言うことは、当然、事業の中止に関わることだ。」

後に、谷津氏は、諫早湾干拓における「調査のための水門開放」は、事業中止という政治的な意味を持つこと、そしてそれを承知の上で、現職の農水大臣として、諫早湾干拓に引導を渡そうとしていたことを認めている。

2001年3月、自民党は森政権の末期にあり、7月の参議院選挙も視野に入れながら、ノリ不作問題については、やや過剰とも思える程の対応をしていた。亀井・谷津両氏の公共事業抜本見直しについては、実際に中止された事業の大半は、既に長期間、休止しているような「死に体」の事業に過ぎず、大げさに手柄を自慢するほどではないとの批判もある。それらをふまえても、この前後の谷津氏の動きは、諫早湾干拓事業の政治的な位置付けを、大きく揺るがすものであったことは間違いがない。

## 福岡漁連の抗議行動が活発化し、工事中断を迫る

2001年2月22日～

ノリ不作の主因は諫早湾干拓事業であるとして、福岡県漁連を中心に漁業者の抗議行動が急速に活発化する。

2月22日、福岡漁連の漁民ら約1,300名が、バス36台に分乗して、諫早市の諫早湾干拓堤防管理事務所を訪れ、諫早湾干拓事業の中止、水門の常時開放などを要求した。漁民らは、九州農政局長との対話を求め、6時間近くにわたって干拓事務所に詰め寄り、一時は、県警機動隊が出動する緊迫した場面もあった。

谷津義男農水相は、翌23日午前の閣議後の記者会見で、「工事についても、第三者委員会が中断して調査する必要があるとすれば、それもよしと思っている。」と述べ、干拓工事を中断することもあり得るとの考えを示していた。

福岡漁連側は、23日午後、荒牧巧漁連会長と加盟組合長らが、熊本市の九州農政局を訪問。諫早湾干拓の工事中止を求め交渉に入った。駆けつけた組合員ら約1,300人も農政局がある熊本合同庁舎内になだれ込み、机をたたくなどして、庁舎内は一時騒然となった。このため、任田局長が携帯電話で谷津大臣に漁連側の意向を伝えると、谷津大臣は、「漁民の気持ちは分かる」として、(1)3月1日に漁業者と会う用意がある、(2)3月に予定される第三者委員会でもよく意見を聞く、と答えたものの、諫早湾干拓事業そのものの中断は困難だ、と答えた。

24日早朝からは、福岡漁連の有志、約500人が、諫早湾干拓事業の工事出入り口など7カ所を乗用車などで封鎖し、工事を実力で阻止する動きに出る。

この間、福岡県漁連が突出した動きを見せた。佐賀県有明海漁連なども、干拓事務所を訪れ、工事現場を視察したり、上京し、農水省に申し入れを行うなどしたが、各県漁連は、それぞれ独自の行動をとっていた。

3月1日には、福岡漁連の組合員約270名が上京し、谷津農水大臣と自民党の古賀幹事に直接陳情し、農水省周辺での抗議デモを実施。古賀氏は、漁業者の陳情に答えるかたちで、「干拓工事をいったん中止し、潮受け堤防の水門を開けて原因調査を行うべきだ。」「3日に(ノリ第三者委員会の場で)工事中止と水門開放、調査を決めさせていただきたい。」と述べ、早ければ3月3日にも方針が決まるとの考えを明らかにした。しかし、古賀氏は、翌日、この発言について、自民党長崎県連幹事長らから真意をただされ、「長崎県との合意がなければ、水門を開けることは絶対にあり得ない。」と釈明する始末であった。

なお、3月1日の福岡漁連の上京・陳情は、実際には、古賀氏側の段取りによるものであったことが明らかになっている。当日、民主党の菅幹事長が、「激励のために」と、漁業者が集まった会場に向いたが、その場を取り仕切っていた古賀氏の秘書らに参加を断られるというハプニングもあった。

### 政治的な思惑の中でスタートしたノリ第三者委員会 2001年3月3日～

ノリ第三者委員会の概要が発表されたのは2月26日。委員は、科学者11人と福岡・佐賀・長崎・熊本の四県漁連会長4人の計15人で、正式名称は、「有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会」であった。

谷津大臣は、3月2日の記者会見で、「(水門を開けて調査

すべきだと主張する委員が)一人でもいれば開けて調べる。」と述べるとともに、「開門調査が決まれば、翌日にも、調査に反対している長崎県へ説得に向かう。」との考えを示した。

ノリ第三者委員会の開催前から、政治的な結論が用意されているかのような、異様な状況となり、当然ながら長崎県知事などは強い不快感を示していたが、委員の科学者の中にも、「まず開門ありきでは第三者委員会の役割が失われる」とのとまどいの声があった。

3月3日、第一回のノリ第三者委員会は、モニターを通じて一般の傍聴者に公開されるかたちで始まった。

予想通り、福岡漁連会長などから、開門調査の実施を実施を求める意見が出され、多くの委員が開門調査に前向きな姿勢を示したが、一方で、「水門を開けた場合の環境アセスメントをまず実施すべき」、「新たな漁業被害が起きかねず十分な調整が必要」と慎重な意見も出た。結局、清水委員長は、「もう少し情報と、検討する時間が欲しい。水門を開けたら何がわかるのか、どんな影響が出るのかを把握しないと、委員会として責任ある回答を出せない。」と締めくくり、開門調査の実施については、結論を先送りにした。

谷津大臣は、委員会の冒頭から出席していたが、実質審議に入る前に退席し、「委員会の提言を最大限、尊重する。」とコメント。「委員が一人でも必要と言えば、開門調査を行う。」とした前日の発言からの大幅なトーンダウンには、漁業者などから失望の声が漏れた。

結果として、ノリ第三者委員会への大きな期待と、開門調査先送りへの失望が、2月24日から続く干拓工事現場での実力阻止行動を継続する原動力になる。漁業者による干拓工事の実力阻止行動については、古賀氏が福岡漁連に中止を申し入れるなどしたが、漁業者側がこれを受け入れず、長期化の様相を呈していた。

3月6日、谷津大臣は、3月27日の第三回ノリ第三者委員会までに調整池内の水質調査を行うことを理由に、「工事の影響を止めて調査を実施することが必要だ。」と述べ、諫早湾の干拓工事を一時中断する考えを明らかにした。これを受け、同日、福岡漁連は工事阻止行動を中止し、27日の第三者委員会まで国側の対応を見守ることを決めた。

当面の焦点となった3月27日の第三回ノリ第三者委員会を前に、長崎県・諫早市などは、水門開放調査と工事の中断に反発を強め、盛んに農水省への要請を行った。これに対し、農水省側は、松岡副大臣、熊沢次官らが、緊急調査終了後の28日には干拓工事を再開すると説明していた。

### 近づけば遠のく水門開放調査 2001年3月27日・4月17日

「本当に水門は開くのか - 」

多くの関係者が固唾を飲んで見守る中、3月27日に第三回ノリ第三者委員会が開かれ、一回目からの委員会を総括するかたちで、以下の4つの文書が公表された。

有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会(第1～3回)  
の委員長まとめ  
付属資料

1. 有明海異変の原因解明と有明海再生に向けた調査・研究についての提言
2. 諫早湾潮受堤防の排水門を開門した調査に関わる見解について
3. 有明海におけるノリ養殖業の対応方向

注目された開門調査に関しては、付属資料2の中で、

諫早湾干拓の影響については、特に、干潟の消失による浄化能力の低下の評価、調整池内の汚水や浮泥の周辺環境および赤潮発生等への影響解明、が重要である。これらを明らかにするためには、排水門を開門することにより、どの程度の早さでどの程度まで機能が回復するのか、周辺の水質等の環境がどの様に変化するのかを調査することが必要である。特に生物学的な影響を評価するためには、少なくとも数年間にわたり連続的に開門して調査する必要があることにも留意する必要がある。

として、数年にわたる開門調査の必要性を示した上で、その後段において、

一方、その実行にあたっては、比較と検証のための環境の現状把握を十分に行う必要があるほか、開門にともなう周辺の環境や漁業への影響予測とその緩和策の検討が不可欠である。

とも述べ、水門開放調査による周辺環境などへの影響に相当の配慮を示した。この具体的な内容については、同じ資料の中で、「排水門を開ける際に考慮すべきこと」として、(比較のための)排水門を閉じた状態での調査や、排水門付近での底泥の巻き上げ対策などの9項目の調査・検討と、「排水門の開閉方法」として、巻き上げが予想される軟泥層の除去、護床工の拡張・強化、既存農地への排水ポンプの配置など、10項目の対策が条件付けられた。

結局、ノリ第三者委員会は、確かに水門開放調査の実施を提言したが、実施時期を明らかにせず、農水省の主張する開門調査の条件を「考慮すべきこと」などに折り込んだために、本格的な開門調査が実現するか否かは予断を許さないものであった。

1月以降、谷津大臣らの発言から、ノリ第三者委員会が、政治的に大きな役割を負うかたちとなったが、清水委員長は、再三にわたり、「(諫早湾干拓事業等の)特定の事業の是非を論ずる場ではない。」との発言を繰り返し、水門開放の決定を急ごうとする漁連会長の意見を押し返してきた。

ここで発表された「委員長まとめ」をはじめとする文章も、ノリ不作や有明海異変についての専門的な分析であることは間違いないが、政治性を嫌うあまり、八方美人的ではあっても、「有明海異変」をめぐる問題解決につながるか、と言う点では、不満の残るものであったと言える。

なお、「委員長まとめ」のなかで、「堤防外の環境に悪影響を与える可能性のある工事は凍結することが望ましい」とのコメントが折り込まれたことは、その後、2002年1月まで工事が中断する根拠として、重要なポイントとなった。

3月27日の委員会から2週間ほどで、第四回の委員会開催が発表される。開門調査の実現性には、3月27日の段階でも不透明な部分が残されていたが、4月17日の委員会では、開門調査の実施が、2002年度以降に先送りされてしまう。

農水省側は、2001年度の調査の概要を示し、開門調査については、前回委員会での答申でも、「比較と検証のための環境の現状把握を十分に行う必要がある。」と述べられていることをよりどころに、「(開門した状態での)底生生物などに関するデータは四季を通じてとっておらず不十分」として、排水門を閉めた状態で、最低でも1年間の調査が必要との考えを示したのだ。

また、開門調査の具体的な方法については、「開放が実施可能な案」として、数ヶ月のごく短期間に限り、排水門に加速度計を設置するなど必要最小限の対策をしたうえ、降雨量が増える6月～10月の期間を避けて実施する方法を示した。同時に、数年間にわたる長期開門を行うには、調整池の浚渫などに15年を要し、費用も約800億円必要になるとして「実施は困難」との考えを示した。

当然ながら、福岡・熊本・佐賀の三県漁連会長がこれに強く反発し、一時は熊本漁連会長が清水委員長の辞任を迫るなど、委員会は紛糾するが、結局、農水省側の調査計画案が承認され、2001年度内の開門調査は不可能となった。

谷津農水大臣は、「排水門を閉じた調査によって、今年もノリ不作が発生した場合、行政として経営の安定を図りたい」と特別対策実施の考えを示し、早期の排水門開放を訴える委員に理解を求めた。

また、中断されている干拓工事について農水省は、「調査に影響を及ぼさないようにするため、中央干拓地の東工区と前面堤防の工事は行わない。西工区の農地整備は進めたい」との見解を示し、当面の工事中断も確定した。

### 「有明海異変」に関わる調査・研究のひろがり 2001年3月～

ノリ第三者委員会の議論に注目が集まる一方で、関係学会・研究者による「有明海異変」への取組が活発化する。

3月23日には、日本海洋学会の海洋環境問題委員会(委員長 風呂田利夫東邦大教授)が、長崎県・諫早湾干拓事業の影響調査を含む総合的な調査研究が不可欠とする提言を発表した。この提言はノリの不作や二枚貝の減少を「有明海の生態系の急激な劣化を警告するもの」と指摘、諫早湾の閉め切りと干拓事業は「環境への影響が大きいと考えられる」と主張した。

この後、土木学会、海洋学会、水産学会、水産工学会による連続ジョイントシンポジウムなどが実施されるなど、関係学会でのノリ不作・有明海問題への動きが本格化した。

この中で、2001年4月に発表された、宇野木 早苗氏(元東海大学教授:海岸物理学)の研究は、諫早湾干拓と「有明海異変」の問題について、その後の学会・研究者の研究や、ノリ第三者委員会の調査・検討に重要な影響を与えた。

宇野木氏の指摘は大まかに次のようなものであった。

- 1) 諫早湾干拓事業の環境アセスは、潮汐モデルの再現性が低いこと、干潟・浅海域の流況の分析は、そもそも予測計算が極めて困難であることなどから、影響評価が不十分である。
- 2) 有明海は、栄養塩や粘度粒子が多く、もともと富栄養化しやすい環境だったが、かつては、有明海特有の潮汐力の強さが、赤潮や貧酸素水塊の発生を抑えていた。ところが、事業による諫早湾の締め切りが、有明海の潮汐力と潮流を減少させ、環境悪化を招いた。
- 3) この潮汐・潮流の減少により、(潮受堤防内の諫早湾以外の)有明海全体で干潟面積が大幅に減少し、水質浄化機能が低下した。

### 農水省の事業再評価と「市民版時のアセス」

2001年4月8日～

2001年度は、諫早湾干拓事業について、農水省が事業の再評価(いわゆる時のアセスメント)を行う年でもあった。

農水省側の事業再評価は、6月から8月にかけて実施される予定であった。農水省の実施要領では、そもそも、環境への影響が、再評価の項目として位置づけられていないなど、事業の必要性・妥当性などを再検証するシステムとして問題が多かった。過去の事例を見ても、農水省が本質的な事業再評価を行うことは期待できず、再評価とは名ばかりの「事業計画の追認」に終わるのであることは確実であった。

これに対抗するねらいで、諫早湾干拓事業に対して、市民の手で事業再評価を実施しようとして企画されたのが『市民による諫早干拓「時のアセス」』報告書(以下、「市民による時のアセス」)である。

「市民による時のアセス」では、諫早湾干拓事業の問題点を、専門家らの検証により、次のように整理した。

- 1) 農地を造成しても営農計画には無理がある。
- 2) 事業の防災効果は不完全であるにもかかわらず、事業者は誇大な宣伝をしている。
- 3) 工事開始以来、有明海を含め、底生生物の減少が顕著であることから、事業が有明海全体の環境に影響を及ぼしていることは明か。
- 4) 農水省は、事業の効果を過大に評価しながら、事業に伴う社会的損失を無視している。事業は、効果が費用を上回ることを求めた、土地改良法の条件を満たしていない。

その上で、これらの専門家意見をもとに、事業の再評価を市民自らが下した結果として、事業の中止と有明海再生のための対策の実施を求めた。

この報告書を、4月8日(日)に東京で、4月14日(土)には諫早で発表し、広く一般にアピールするとともに、農水省の事業再評価第三者委員会の委員五名に「市民による時のアセス」報告書を送付し、事業の再評価を厳正に行うよう働きかけた。併せて、九州農政局及び第三者委員に対し、それまでほとんど密室状態で行われていた再評価第三者委員会の開催方法について、市民の傍聴を認めること、委員会の討議

資料や詳細な議事録を公開することなどを申し入れた。

### 冒頭から波乱含みの事業再評価第三者委員会

2001年6月9日～

再評価第三者委員会(委員長 黒田 正治 九州共立大学教授)は、第一回会合の冒頭で、委員会の公開問題を議論した。委員会自体の公開には、消極的な意見が出され、実現しなかったが、議事録の公開については、発言者の名前を明記した上で、迅速に公開すべき、との積極的な意見も出され、詳細な議事録が公開されることとなった。これは、従来に比べれば大きな前進であり、実際に、委員会終了から数日で九州農政局のホームページに議事録が公開された。市民側はこの議事録を迅速にチェックし、委員会の議論を追いながら、委員に対し、必要な情報提供・問題提起を行うことができた。

諫早湾干拓については、第一回の委員会から、活発な議論が展開された。

議論の口火を切った横川 洋委員(九州大学大学院農学研究教授)は、開口一番、

「(市民による)時のアセスというものが送られてきたが、これをどう扱うかは避けて通れない。」

「(市民による)時のアセスは、特に干拓がもたらす外部不経済という視点を真正面から論じている。」

と述べ、再評価第三者委員会として、市民からの問題提起を誠実に受け止めるべきとの姿勢を明確に示した。これに続いて、他の委員からも、営農計画の実現性、入植者の見込みなどを疑問視する意見が相次いだ。

さらに、第三者委員会の選択肢として、「事業の大幅な見直しがあり得るか。」「事業の環境影響を配慮すべき問題と捉えて、(再評価の)判断をして良いか。」など、事業の見直しを前提とした質問が委員から出され、九州農政局側は、「(事業の)中止、変更も含めて意見を言っていたら結構。」「再評価の項目の中には、正直言って環境という項目は入っていないかったが、事業における環境配慮については、できるだけ詳しく説明するので、委員会の判断は、環境面を考慮した上での結果になると思う。」と、苦しい回答を迫られた。

この後、再評価第三者委員会は、現地検証を含め、8月末の意見とりまとめに向けて議論を進めていくが、諫早湾干拓事業については、委員から厳しい指摘が続く。

### 漁業者と市民のネットワーク結成へ

2001年7月21日～

漁業者と市民の協力の重要性は、故山下弘文氏が生前、繰り返し強調していたことだが、山下氏の一周忌にあたる2001年7月21日、漁民と市民のネットワークに向けた準備会が、諫早市で開催され、8月19日には、約600名もの漁業者・市民などの参加の下に「有明海漁民・市民ネットワーク」(以下、漁民・市民ネット)として正式に発足する。

この様な漁業者と市民の協力関係は、この間、急速に拡大してきたものである。

1月以降の漁業者の抗議行動の際には、現地諫早で、諫早干潟緊急救済本部のメンバーらが応援に駆けつけた。「市民による時のアクセス」の編集に当たっては、諫早干潟緊急救済東京事務所のメンバーが有明海周辺の漁業者を訪ね、その生の声をインタビューし、報告書に折り込んだ。4月14日の諫早での「山下弘文氏追悼全国集会」では、有明海沿岸漁民がパネルディスカッションに参加し、深刻な漁業不振の現状を訴えたが、会場を埋め尽くした1,200名もの参加者の多くもまた漁業者であった。6月23日には、東京に有明海沿岸漁業者らを招き、「瀕死の海からの証言」と題するシンポジウムを開催、漁業者の切実な声を、東京でも一般に広くアピールした。

漁民・市民ネット設立の推進役となったのは、元小長井漁協組合長で、漁民・市民ネットの代表となった森 文義氏と、元東海大学教授の宇野木 早苗氏、そして、そのコーディネイト役を果たした、諫早干潟緊急救済東京事務所のボランティア桐ヶ谷 真知子さんであった。

森氏は、かつて小長井漁協の組合長の立場で、諫早湾干拓事業反対の最前線で戦ってきた人物で、最近では、諫早干潟緊急救済本部などのNGOとも交流を深めていた。宇野木氏は、前記の通り、諫早湾干拓による潮流・潮汐の減退が「有明海異変」の主な原因であるとの研究を発表していた。桐ヶ谷さんが宇野木氏を自宅に訪ね、教えを請うたことがきっかけで、有明海の現状を見たいという宇野木氏を、森氏と桐ヶ谷さんが案内することになり、その際にできた有明海沿岸漁業者との関係が、ネットワーク設立への大きなステップとなった。

漁民・市民ネットは、その設立宣言の中で、有明海の漁民に決起を呼びかけた。

漁民は「海の守人」。漁民が海を守らずして誰が守るのでしょうか。

海を傷つけ、壊すものに対して漁民が闘わずして、誰が闘うのでしょうか。

そして、漁民が、漁協の枠を越え、漁種の違いを越えて団結することの重要性をアピールした。

漁民・市民ネットには、漁業権の権威である熊本 一規 明治学院大学教授が顧問として参加し、理論面で強力なサポートをしている。熊本氏は、「漁業権は、漁協ではなく、漁業者一人ひとりの権利である」という点を繰り返し強調する。諫早湾干拓事業による漁業への影響は明かであり、事業の推進は、漁業者一人ひとりの権利である漁業権の侵害につながる。自らの権利が脅かされている以上、漁業者は、漁連・漁協にとらわれることなく、一人の漁業者として、事業主体である農水省と闘うことができるのである。

### 森裁判：事業への同意は「要素の錯誤」で無効と訴え 2001年7月21日

漁民・市民ネットは、二つの大きな戦略を運動の柱として

いる。それは、漁民自身による農水省との直接交渉と、裁判による闘いである。この裁判は、国と長崎県を相手取り、森文義氏が、一漁業者として提訴したもので、諫早湾干拓事業への同意と漁業権放棄などの無効の確認を求めている。

1987年3月、諫早湾内12漁協の組合員は、国の委託を受けた長崎県との間で、諫早湾干拓事業に同意し、漁業権を放棄するとともに、漁業補償を受けるとの基本契約に応じたが、漁業者がこの契約に応じたのは、農水省や長崎県から、「干拓事業を進めても諫早湾内の漁業への影響は小さく、湾外に至っては、全く影響が無い。」という説明を受けていたからである。しかし、実際には、諫早湾内ではタイラギが死滅し、漁業は壊滅的な打撃を受けた。有明海全域の漁業へも深刻な影響が生じている。

この様に、「漁業への影響は小さい」という基本契約の前提が間違っていた訳であり、間違った前提（要素の錯誤）に基づいた基本契約は法律的に無効である、というのが、この裁判の訴えの主旨である。

諫早湾干拓に限らず、これまでの多くの開発事業において、環境アセスが十分に機能せず、実際に環境に悪影響が生じて、事業者側が、その因果関係を認めないことで、開発による環境破壊が放置されてしまうことがたびたびあった。今回の裁判は、事業実施前の事業者側の説明と、実際の影響が大きく食い違うことを正面から訴え、それを根拠に、事業への同意そのものが無効であると主張するもので、画期的なものと言える。

現在進行中の公判でも、被告である国と長崎県は、事業の影響について漁業者に説明をしたことの認否すら応じない状況で、原告側の追求に対し、有効な反論はなされていない。

### 再評価第三者委員会、混乱の末に「見直し」を答申 2001年8月24日

再評価第三者委員会では、8月18日の第四回委員会で、九州農政局側から、諫早湾干拓事業を計画通り推進すべきとの「再評価結果」が諮問された。これに対して、意見を付すが第三者委員会の役割だが、委員からは事業に対し厳しい意見が続出する。

横川委員は、新しい農業基本法の精神に基づく環境保全型農業のあり方を研究している立場から、事業によって失われた広大な干潟の水質浄化機能などを外部不経済として考慮することが必要であり、それにより、事業の費用対効果が1.0を下回る可能性があることを指摘した。その他にも、事業の効果の中で作物生産効果が18.5%に過ぎず、土地改良法に基づく事業として不適切であることや、防災効果が過剰に見込まれていることなど、「市民による時のアクセス」が指摘した問題点を、次々と九州農政局側に追求した。

山内 良一委員（熊本学園大学経済学部教授）は、そもそも干拓による農地造成の必要性に疑問を投げかけ、全国の遊休農地や耕作放棄地の有効活用を図り、既存耕地の利用率を高めることが先決とした上で、事業の営農計画の反収見込みが高すぎることも指摘した。

星子 邦子委員（消費生活コンサルタント）と有馬 進委員（佐賀大学農学部助教授）は、ノリ第三者委員会が水門開放

調査を予定している状況で、その結果を待たずに事業の再評価ができるのか、むしろ、事業の環境への影響を時間をかけて検討することが先決だ、との意見を述べた。

第四回委員会は、黒田委員長を除く四名の委員が、様々な点から諫早湾干拓事業の問題性を指摘し、そのまま意見集約をすれば、事業の中止・休止などの厳しい答申にならざるを得ない状況となったが、黒田委員長は、「各委員が意見を出し合い、理解を深めた。」として議論をまとめ、結論を最終回の第五回委員会に持ち越した。

8月24日、第五回の委員会には、漁民・市民ネットの漁業者や市民など、約300名が会場周辺に詰めかけ、委員会の結論を見守った。

黒田委員長を除く四名の委員は、諫早湾干拓事業の環境への影響を懸念し、事業の抜本的な見直しを求める姿勢で一致しており、それを委員会の結論として、「中止」、「休止」、あるいは「見直し」のいずれの表現でまとめるべきか、と言う次元で議論が進んだ。

これに対し、黒田委員長と九州農政局側が、「中止とすると、干拓事務所がなくなってしまうかもしれない。」「ノリ第三者委員会の調査や、防災の面で支障が出る。」などと述べ、とにかく中止の結論だけは避けようと、筋違いの反論を繰り返す状況となった。

委員会は当初の予定時間を過ぎても結論を出せず、時間を延長したあげく、二回の休憩をとり、その間に委員だけの調整（その内容は議事録にも記載されない）を行った末、やや唐突に、次のような意見をまとめ、終了してしまう。

土地改良法改正の趣旨を踏まえ、環境への真摯かつ一層の配慮を条件に、事業を見直されたい。社会経済の変動が激しい今日、諸般の事情を含めて、事業遂行に時間がかかりすぎるのは好ましくない。叡智を尽くして取り組むことが緊要である。

委員会終了後の記者会見では、委員から「委員会の意見の一本化を重視し、妥協せざるを得なかった。」とのコメントも出され、委員会としての意見とりまとめに不透明感を残した。

とは言え、農水省の事業再評価において、農水省側の諮問した再評価案に対し、第三者委員会が、それと食い違う意見をまとめたのは、これが初めてのケースであり、大きな前進であったことは間違いない。

### ついに農水大臣が諫早湾干拓事業見直しを表明 2001年8月28日

再評価第三者委員会の答申を受け、武部農水大臣は、8月28日に次のような談話を発表し、諫早湾干拓事業の見直しに着手することを明らかにする。

農林水産大臣談話 平成13年8月28日

1. 農林水産省においては、現在、食料の安定供給と美しい国づくりに向けて「自然と共生する環境創造型事業」へ

の転換や事業実施方式の全般的な見直しなど農林水産公共事業の抜本的改革を積極的に進めているところである。

2. 諫早湾干拓事業については、8月24日に九州農政局国営事業再評価第三者委員会から「土地改良法改正の趣旨を踏まえ、環境への真摯かつ一層の配慮を条件に、事業を見直されたい。社会経済の変動が激しい今日、諸般の事情を含めて、事業遂行に時間がかかり過ぎるのは好ましくない。叡智を尽くして取り組むことが緊要である。」との答申を頂いた。

3. この様な状況にかんがみ、諫早湾干拓事業については
  - ・防災機能の十全な発揮
  - ・概成しつつある土地の早期の利用
  - ・環境への一層の配慮
  - ・予定された事業期間の厳守

の視点に立って、多方面から検証を行い、本事業を「自然と共生する環境創造型の農業農村整備事業」の先駆的な取り組みにしたいと考えている。

4. このため、今般、本事業地域において農と緑と水辺空間の実現が達成されるよう、総合的な検討に着手した。今後、関係地方公共団体等との調整を経て、できるだけ早急に成案を得たいと考えており、国民各位のご理解をお願いするものである。

農水省が、事業を見直さざるを得ない状況になったことは、大きな転換点であることは間違いないが、農水省の見直しがどのようなものになるかは、予断を許さない状況だった。

このため、大臣談話を受け、WWF ジャパン、日本野鳥の会、日本自然保護協会の環境NGO3団体は、農水大臣に宛てた「諫早湾干拓事業の見直しに対する環境NGOからの5つの提言」を発表した。提言の内容は、次の通りである。

1. 「環境への配慮」としては、諫早湾内での干潟生態系の復活を最重点とすること
2. 西工区についても農地造成をさらに見直し、干潟の復活を基本とした土地利用とすること
3. 潮受堤防排水門の拡幅・増設等による海水交換の促進を積極的に検討すること
4. 干潟再生・水門開放調査と両立する防災対策を早急に実施すること
5. 事業見直しの総合的な検討に市民や専門家の意見を広く採り入れること

特に、大臣談話に、「自然と共生する環境創造型の農業農村整備事業」、「農と緑と水辺空間の実現」などの美辞麗句がちりばめられたことに関し、「5つの提言」の中では、

今回の大臣談話では、事業見直しの4つの視点の中に「環境への一層の配慮」が位置づけられ、事業を「環境創造型」に転換するとの方向が打ち出されました。しかし、私たちは、これまで農水省が、諫早湾干拓によって干潟生態系を消滅させながら、「潮受堤防内部に、新

たに淡水の生態系が創出される」として、それがあかかも事業の効果であるかのように説明してきたことを忘れていません。この様な、本来あるべき生態系を考慮しない「環境創造」は、環境保全に逆行するものです。事業見直しにおける環境への配慮は、かつての豊かな干潟生態系を復活させるものでなければなりません。

として、諫早湾における「環境への配慮」は、干潟生態系の復活以外にあり得ないと訴え、農水省を牽制した。しかし、後日、農水省がまとめた事業見直し案では、この様な懸念が、残念ながら的中することになってしまった。

### 農水省が事業縮小案を発表 2001年10月30日

農水省は、10月30日に長崎県及び関係市町に、10月31日には三県漁連に対して、事業の縮小案を提示した。

この縮小案は、干拓予定地のうち、既に陸地化している西工区の約600ヘクタールを堤防で囲み、農地整備を進めるほか、小江工区（約100ヘクタール）についても農地整備を進めるもので、東工区（約700ヘクタール）については農地造成を断念する。注目された環境への配慮については、次のように述べ、全く見当違いの方向性を示した。

周辺の水辺にヨシなどの水生植物が繁茂し、淡水性の動植物の生態系が定着している現状を踏まえ、調整池から旧干拓地に向けて、水域、湿地、干陸地、林帯、畑地の連続性を確保し、多様な生態系を形成するとともに、湿生植物などにより調整池の水質を保全する。

再評価第三者委員会は、「失われた干潟の水質浄化機能」や、ノリ不作など、事業が有明海全体に及ぼす環境への悪影響を懸念したからこそ、「環境への真摯かつ一層の配慮」を条件に「事業を見直せ」と求めたのである。それに対して、農水省は、「淡水系の動植物が定着している現状を踏まえ」て縮小案をまとめた。本来、踏まえるべきは、「現状」ではなく、事業実施前の「原状」である。

この事業縮小案について、農水省は、長崎県など関係自治体の同意を求めたが、自治体側は、むしろ水門開放調査の動向に神経をとがらせ、「開門調査結果いかんで見直し内容も変わるなら今回の見直し案に意味はない」として、事業縮小と水門開放調査の間で、態度のはっきりしない農水省に対するいらだちの声が上がった。

### 漁民・市民ネットによる直接交渉本格化

2001年10月26日～12月12日

10月26日、漁民・市民ネットと農水省との初めての直接交渉が、衆議院第一議員会館で実現した。当日の交渉団は、有明海沿岸四県のノリ、タイラギ、漁船漁業者10名と、錦織・熊本両顧問など19人で、農水省側は、南部明弘 農地整備課長らが出席した。

漁民・市民ネット側からは、漁業者自らの声で、「有明海異変」の深刻さを訴えるとともに、事前に佐藤謙一郎議員が

ら提出した事業の見直しに関する質問主意書などにに基づき、事業の抜本的な見直しを求めた。

この交渉における特に重要な論点は、漁業権の問題であった。漁民・市民ネットの熊本顧問は、次の点を農水省側に追求した。

- ・漁業権は、漁業者の財産権であり、諫早湾干拓事業による漁業被害は、漁業者の財産権の侵害にあたる。
- ・漁業権は漁連・漁連ではなく、漁業者一人ひとりの権利である。
- ・諫早湾干拓事業の見直し、工事の再開などは、漁業者の財産権を脅かす問題であり、農水省は、漁連・漁協ではなく、漁業者一人ひとりに説明し、同意を求める必要がある。

これに対して農水省側は、「漁業権が財産権かどうかは、水産庁見解を照会してから再回答する」と答えるにとどまった。この問題に限らず、農水省側は、「諫早湾干拓事業と有明海の環境悪化の因果関係は不明で、ノリ第三者委で調査中」として、漁業者からの切実な訴えに対しても逃げ回る一方だった。

結果として、上京してきた漁業者は、この様な農水省の姿勢を目の当たりにすることで、農水省への不満を募らせ、事業に対して闘う気持ちをさらに固めていった。

11月9日、同じく衆議院議員会館で、第二回目の直接交渉が行われる。

この日は、長崎県から上京した18人の漁民を中心に、錦織・熊本両顧問、宇野木氏などに加え、菅直人・佐藤謙一郎・原口一博・小沢和秋・川田悦子の各議員が同席するなかで行われた。

前回から持ち越した、漁業権の問題については、財産権であることは認めたものの、漁業者一人ひとりへの説明責任や同意の必要性については、またもや逃げの姿勢に徹し、明言を避けつづけた。最後に、農地整備課長が「今後、漁業者とも円滑な関係を結ぶよう努めていきたい」と発言したのを受けて、進行役をしていた佐藤謙一郎議員が「今後は、漁民ネットの了解なしに工事再開や見直し案の決定はしないこと。」と議論を集約し、農水省側にクギを差したが、農水省側はこれを肯定も否定もしなかった。

この2回の直接交渉を通じ、漁民・市民ネットは、地元での被害漁民を対象とした説明会開催を強く申し入れたが、それが12月12日に九州農政局で実現する。

この前後の動きを振り返れば、10月30日に農水省が事業縮小案を提示した後、九州農政局は、11月7日、三県漁連に対し、11月中旬からの工事再開に同意を求めた。福岡漁連は、11月20日の組合長会議で、「3月末までは工事の再開を認めない。」との方針を決めたが、11月28日の三県漁連会長会議では、佐賀・熊本の漁連会長が、「今回の工事再開は陸上部分であり、現在の海の状況との因果関係はないと判断している。」と工事再開に同意する考えを明らかにした。

長崎県などは、農水省の事業縮小に同意するには、「工事の再開が大前提」として、早期の工事再開を強く求めており、

12月7日には、農水省が、2002年1月には工事を再開すると表明するなど、情勢は緊迫の度を増していた。

12月12日、九州農政局内の会議室で行われた説明会には、漁民・市民ネット側から、4県の漁業者ら約80名が参加。九州農政局側は上野整備部長らが対応した。

九州農政局側は、農水省としての事業見直しの視点などを長々と説明し、限られた説明会の時間を浪費したかと思えば、漁民・市民ネット側からの、事業が有明海の漁業に及ぼす被害等についての質問に対しては、「有明海の環境悪化の原因究明については、現在ノリ第三者委員会で検討が行われており、その調査結果が出ていない段階では答えられない。」「係争中の裁判に関係するので答えられない。」などとして、回答を避けた。

工事再開と同意の問題について、九州農政局は、「三県漁連に対し、1月から再開される工事は、基本的に小江工区の排水樋門などの防災工事と、小江工区及び中央干拓地の地区内整備などだと説明し、佐賀・熊本漁連はこれに同意した。」と経過を説明したが、これに対し、漁民・市民ネット側は、「農水省は、工事再開について、佐賀・熊本の漁連が、事業の縮小見直し案にまで同意したと表明している。」として、漁連の同意が拡大解釈されていると批判した。

さらに、「現行計画であれ、事業見直しの成案であれ、潮受堤防の温存を前提とした事業計画は、有明海の一層の環境悪化をもたらすものだ」との立場を改めて示し、農水省の事業縮小案に対しては、「漁業者として、断固として拒否する」ことを明確にした。

最終的に、九州農政局側は、時間切れを理由に一方的に退席したため、詰めかけた漁業者や市民から、「逃げるのか」、「卑怯者」などと怒号が飛び交う中、説明会は、一方的にうち切られてしまった。九州農政局での説明会は、過去二回の本省での交渉以上に、漁民・市民ネット側と農水省の対立を先鋭化させる結果となった。

### ノリ第三者委員会が「開門調査に関する見解」を 発表 2001年12月19日

2002年度以降に先送りされた開門調査について、ノリ第三者委員会は、12月19日の委員会の場で、「諫早湾干拓地排水門の開門調査に関する見解」をまとめた。

これまで、科学者としての慎重さばかりが目立っていたノリ第三者委員会だが、この見解の中で、ようやく諫早湾干拓事業の影響について明言した。

見解では、諫早湾干拓事業による堤防締め切りによる有明海の環境悪化について、具体的に次のような点を列挙し、その影響を示唆している。

- 1) 水質浄化機能の喪失と負荷の増大
- 2) 流動の変化（潮位、流速、流向）
- 3) 貧酸素水塊の発生
- 4) タイラギ、アサリなどの減少、生育不良及び稚貝の斃死
- 5) 諫早湾の底質の変化（細粒子化、浮泥堆積など）

その上で、「諫早湾干拓事業は重要な環境要因である流動及び負荷を変化させ、諫早湾のみならず、有明海全体の環境に影響を与えていることが想定される。」と結論づけた。そして、問題の水門開放調査について、次のように述べた。

現実的な第一段階としては2ヶ月程度の開門調査をまず考えたい。短期の開門調査では得られる知見は極めて限られたものとなるが、潮受堤防内外の詳細な水質分布や浅海域を含めた干潟の浄化能力の現地での測定データは貴重なものとなる。次の段階として半年程度の開門調査を行い、さらにそれらの結果を踏まえて数年の開門調査へ進むことが望まれる。自然環境にしても生物の働きにしても季節による変動があり、干潟の浄化機能なども夏期と冬季で大きく異なることが知られている。

こうしたことを考えれば、ある一時期だけの短期間の調査では不十分であろう。なお、3月に想定していたような水位変動を実現できるよう、できるだけ速やかにそのための条件が整えられることを期待するが、完全にそれが整うまでの間も、洪水・かんがい期以外は、できれば水位管理の制約条件をゆるめ、できるだけ毎日の水位変動を大きくし、できる干潟面積を増やすことが望ましい。

諫早湾干拓事業についての環境アセスメントは、次のように結論づけられていた。

諫早湾々奥部の消滅は、干潟域や諫早湾々奥部に生息する生物相の生息域や産卵場などを一部消滅させるが、このことが有明海の自然環境に著しい影響を及ぼすものではなく、また、その影響は計画地の近傍に限られることから、本事業が諫早湾及び周辺海域に及ぼす影響は許容しうるものであると考えられる。

言うまでもなく、ノリ第三者委員会の「見解」は、事業の環境アセスが間違いであったことを明確に示すものである。つまり、諫早湾干拓事業は「環境への影響は許容しうる」という環境アセスの後ろ盾が瓦解した事業であり、まずは影響を詳しく調査し、その対策を講じることこそが優先されるべきで、事業規模の縮小などですまされる話ではない。事業を凍結し、ノリ第三者委員会が求める数年にわたる開門調査を実施することがまず必要なのである。

ノリ第三者委員会は、その設立当初から、様々な思惑の中で揺れ動いてきた。

3月3日の第一回委員会では、すぐさま「水門開放」への結論を求めた谷津農水大臣の思惑に、科学的な論議を求める学者が反発するかたちで、結論を出さず、3月27日の第三回委員会で、水門開放調査を実施する方向を固めるが、4月の第四回委員会で、「水門を閉じた状態で一年調査する」として、開門調査を一年先送りしてしまう。9月20日の委員会では、防災上の問題を理由に、開門調査時の調整池の水位変動が-1.0m～-1.2mに限定されてしまう。この条件では、再生される干潟は、わずか100haに過ぎない。

この様に、開門調査を「骨抜き」にしようという力が大きく働いてきた中で、「数年にわたる調査」の必要性を強調し



た「見解」は、ノリ第三者委員会の科学者からの最大限の抵抗だったと言えるのではない。開門調査においては、調査の長期化は、諫早湾干拓事業の存亡を揺るがし、事実上の事業中止を決定づける可能性を秘めている。

しかし、この「見解」も、何らかの圧力でトーンダウンを余儀なくされた形跡がある。

12月19日の第三者委員会で、「見解」をまとめるに当たり、委員会は非公式の合同検討会を11月21日に開催している。そこで議論された「見解」の原案は、次のようなもので、水門開放調査について、さらに明快な姿勢が打ち出されていたという。

諫早湾干拓事業は重要な環境要因である流動及び負荷を変化させ、諫早湾のみならず、有明海全体の環境に影響を与えていることが想定される。従って、その検証を当面シミュレーションなどで行うとしても、最終的には排水門を常時開放しての調査が必要となろう。その前段階としてのみ、条件を付けての短期開門調査の意味がある。短期の開門調査では得られる知見は極めて限られたものとなろうが、潮受堤防内外の水質分布や浅海域を含めた干潟の浄化能力を現地測定することは意味があろう。現実的な第一段階として2ヶ月程度の開門調査をまず考えとしても、その次の段階として半年程度の開門調査が必要であり、さらに数年の開門調査へと進むことが望まれる。短期開門調査を1回だけ行うのはほとんど意味がない。

12月19日の「見解」に関連して、各委員の意見も公開されているが、それらを見ても、「短期開門調査を1回だけ行うのはほとんど意味がない。」という点では、委員に異論があったとは考えられない。委員の総意とも言えるこの一言が、最終的な「見解」から抜け落ちたのはなぜか。そこに、「短期開門調査を1回だけ行って決着させよう」という政治的な力が働いたと考えるのは、不自然ではないだろう。

ノリ第三者委員会は、専門家の立場から、諫早湾干拓事業の環境アセスを否定した。それでもこの事業を突き動かそうという根強い力がある。

同日の委員会の中で、農水省の木下寛之 農村振興局長は「干拓事業と、開門調査は切り離して考える必要がある」と発言した。諫早湾干拓事業と開門調査は、どう考えても「切っても切れない関係」にある。これを「切り離して考える」などと言われては、有明海の漁業者からも、地元の自治体からも、農水省に対する不振が高まるのは当然である。まさにお役所ならでの机上の空論だが、とにかく事業を推進しようと言う農水省の姿勢が如実に現れた発言だと言える。

### 漁業者の反対を押し切り、干拓工事が再開される 2002年1月11日

農水省が示した事業縮小案に対し、長崎県などの地元自治体は、工事の本格的な再開と開門調査を容認しないことを条件として、12月12日までに、事業縮小に応じることを決めて

いた。

農水省は、12月の段階で、2002年1月にも工事を再開する方針を明らかにしていたが、年明け早々の1月7日、翌8日から小江工区で工事を再開し、翌週には西工区でも工事を再開すると発表した。

三県漁連には九州農政局から直接説明があったが、福岡県漁連は、改めて工事再開への反対を表明し、諫早湾潟緊急救済本部や漁民・市民ネットなども急遽、工事再開反対の声明を出した。

8日早朝からは、小江工区の工事用道路前に、福岡県漁連および漁民・市民ネットの漁業者など約30名が詰めかけ、工事関係者に「漁民の反対を押し切って工事を強行するのか」「開門調査が先だ」などと詰め寄った。同日午後には、福岡漁連の荒巻会長も現場を訪れ、干拓事務所長に抗議の申し入れを行った。

結局8日は農水省側が工事再開を断念したが、翌9日、前日同様、早朝から工事再開に反対する漁業者らと工事関係者のにらみ合いが続いていた最中に、農水省側は、別の工事用ゲートから、工事車両を小江工区に搬入し、工事を再開してしまった。

詰めかけた漁業者の背後から、だまし討ちのようなかたちで工事が再開されたことに、漁業者らはますます憤り、翌日以降も、福岡県漁連及び漁民・市民ネットの漁業者などが、工事現場前での抗議行動を続けた。このため、大型の重機を搬入することができず、再開された工事も小規模なものだけにとどまった。

しかし、事態がなかなか進展せず、ノリ収穫の最盛期にも入っていることから、福岡県漁連は、1月16日の組合長会議で、今後も工事再開に反対することを確認した上で、抗議行動を同日で打ち切ることを決めた。1月23日には、三県漁連会長の会合が行われ、排水門の開放調査を早急に実施することや、水質に影響がでた場合はすぐに工事を中断することなどの条件をつけて、工事再開を認めることで合意した。これを受けて、農水省側は、翌24日に西工区でも工事を再開した。

### 漁場調査委員会：9年かかって「原因は不明」 2002年1月10日

潮受堤防締め切り前、干拓工事の本格化とともに、92年から諫早湾でのタイラギの死滅が始り、翌93年から現在に至るまで、諫早湾内でのタイラギ漁は休漁を余儀なくされている。このタイラギ死滅の原因が、諫早湾干拓事業の工事であると漁業者の訴えを受けて93年に設置されたのが、諫早湾漁場調査委員会だった。委員会の実際の調査は、諫早湾閉め切り前の96年までに実施され、それから5年をかけてまとめられた報告書がようやく公表されたが、その結論は、「タイラギの死滅原因も干拓工事の影響も不明」であった。

委員会の調査の中で、94年から諫早湾内で貧酸素水塊が発生していたこと、底質の細粒化が見られたことなど、事業の影響を伺わせる重要な状況証拠は確認されていた。にも関わらず、それらの調査結果や、委員会の議事録なども、これまでほとんど公表されず、この委員会の非公開性・不透明性は、異常であった。

朝日新聞記者からの情報公開請求に対しては、九州農政局は、「審議・検討途中である」ことを理由に、一旦、不開示を決定、朝日新聞側がこれに不服を申し立て、委員会終結後に農水省が方針転換し、ようやく情報公開に応じるという経過をたどった。

### 漁民と市民の協力により再び海上デモを実施

2002年3月10日

工事再開が強行され、開門調査がいつにも具体化しない状況に業を煮やした漁業者が、3月10日、再び諫早湾で大規模な海上デモを実施した。当日は、有明海沿岸四県の漁業者、約2600名が、約650隻の漁船を連ね、諫早湾の潮受堤防前を埋め尽くし、諫早湾干拓事業の中止と本格的な開門調査の実施を訴えた。

2001年1月28日の海上デモは、漁連・漁協が組織したもので、約1300隻の漁船が参加したが、今回の海上デモは、漁民・市民ネットの漁業者らが自主的に参加を呼びかけるかたちで実施された。有明四県の漁業者が、漁連・漁協の枠を越えて、相互の連携を図り、抗議行動を組織したことは、実は画期的なことであった。また、漁業者をサポートした市民側の協力体制を含め、漁業者・市民のネットワークが確実なものになってきたことを示すものであった。

### 地元自治体の反発と水門開放調査の行方

2002年3月

3月7日、農水省は、開門調査の概要を発表し、長崎県などの関係自治体に説明した。この「開門総合調査」について、農水大臣談話では次のように述べられている。

具体的には、

- ・ 万全な対策を期して春に行う短期の開門調査
- ・ 諫早干潟に類似した現存干潟における実証調査
- ・ これらの情報も活用したコンピュータによる解析調査

の三つの手法を総合的に組み合わせ、諫早湾干拓事業による有明海の環境への影響をできる限り量的に推定したいと考えております。

「諫早湾に類似した現存干潟」がどこを指すのかは明らかにされていないが、諫早湾と同等の機能を持つ干潟などは、現実的には考えられない。この様な「実証調査」が唐突に持ち上がってくると自体が、問題の核心から逃げようとする姿勢としか思えない。

ノリ第三者委員会が求めていた、中期・長期の開門調査については、具体的なコメントが避けられたが、調査内容に関する説明資料の中に、ポイントを落とした小さな文字で、唯一、次のような記載があった。

現在進められている有明海の調査の動向、開門総合調査等を踏まえた総合的な検討を行い、半年程度の開門調査の取扱を判断します。

記者らからの追求を受け、農水省側は、この記載が、「半年程度の開門調査は、今回の開門総合調査の結果を見てから取扱を判断する」つまり、中期の開門調査は、さらに1年先送りするという主旨であることを認めた。

長崎県などの地元自治体などは、開門調査について、「影響が予測できない」として、引き続き強く反発している（この反論自体、その根拠がないことを自白したようなものだが）。農水省は、地元自治体の理解を求めために、政務官が現地を回るなどしているが、農水省としても、開門調査は、短期調査だけを一度実施して、お茶を濁そうというねらいであることが、これで明確になった。地元自治体の「抵抗」も、農水省の「説得」も、開門調査をやりたくないもの同士の八百長試合の様相を呈しているが、ここまで来て、今後の開門調査の行方はいつにも見えてこない。

さらに3月27日には、事業規模の縮小に伴う費用対効果の再計算結果が公表され、事業の投資効果が「0.83」に低下することが明らかになった。新聞報道では、400億円以上が無駄になるとの厳しい批判も出されているが、農水省側は、「工期が長期にわたる土地改良事業では、社会経済情勢の変化が生じた場合、規模を縮小した方が公益にかなう場合もある。（計画変更した場合）1.0を下回っても違法ではない」として、事業推進の立場を全く崩していない。

農水省が設置したノリ第三者委員会が、諫早湾干拓事業と有明海異変の因果関係を認めた。農水省の事業再評価第三者委員会は、農政のあり方として、諫早湾干拓事業の問題性を厳しく指摘した。事業の費用対効果は、農水省の計算でも1.0を下回った。それでも農水省は、事業推進の姿勢を崩さない。

農水省が「失政のデパートだ」との新聞のコラムもあったが、諫早湾干拓事業は「嘘と矛盾のフルコース」と言えよう。この事業を公共事業として推進する合理性は完全に破綻しているのである。

文責：WWF ジャパン 菅波 完